

○宇和島市移住定住支援金給付要綱

令和3年9月1日

要綱第186号

改正 令和5年4月1日要綱第55号

令和6年3月29日要綱第44号

令和7年4月1日要綱第70号

令和8年3月31日要綱第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇和島市への移住及び定住を促進するとともに、地域活性化と人口増加を推進するため、宇和島市移住定住支援金（以下「支援金」という。）を給付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 令和8年3月31日以前に本市に転入した者のうち、本市に転入した日の前日から起算して過去1年の間に本市に住所を有していないものをいう。
- (2) 常時雇用者等 連続して6月を超えて、週20時間以上の無期雇用契約若しくは契約を更新する（更新する場合があります。）定めのある有期雇用契約に基づいて就業している、又は自ら事業の営みを行っている者をいう。

(給付要件等)

第3条 給付対象者、給付要件、申請要件及び支援金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(給付申請)

第4条 支援金の給付を受けようとする者は、宇和島市移住定住支援金給付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 就業証明書（様式第2号）又は就業申立書（様式第3号）
- (2) 申請者の本人確認書類の写し
- (3) 支援金振込口座を確認できる書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 支援金の申請は、同一世帯において1回限りとする。

3 支援金の申請受付期間は、令和9年3月31日までとする。

(給付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、支援金の給付を決定し、申請者に対し宇和島市移住定住支援金給付決定通知書（様式第4号）により通知するとともに支援金を支給するものとする。

（給付決定の取消し）

第6条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 次のいずれかに該当したときは、給付決定の全部を取り消すことができる。

ア 虚偽その他不正の手段により、支援金の給付決定を受けたことが判明したとき。

イ 支援金の申請日から3年未満に本市から転出したとき。

（2） 支援金の申請日から3年以上5年未満に本市から転出したときは、給付決定の半分を取り消すことができる。

（3） その他市長が不相当と認める事由が生じたときは、給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（支援金の返還）

第7条 市長は、前条の規定により支援金の給付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金が給付されているときは、期限を定めて給付決定者にその返還を命ずることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日要綱第55号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整

をして使用することができる。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日要綱第 44 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の宇和島市移住定住支援金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に給付決定された支援金について適用し、同日前に給付決定された支援金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

4 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日要綱第 70 号）

（施行期日）

1 この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

4 この要綱による改正後の宇和島市移住定住支援金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にある申請について適用し、同日前にあった申請については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日要綱第 57 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 令和 9 年 3 月 31 日以前に、宇和島市移住定住支援金給付要綱第 5 条の規定により支援金の給付決定を受けた者に係る同要綱第 6 条及び第 7 条の規定の適用について

は、前項の規定にかかわらず、同日以後においても、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

給付対象者	給付要件	申請要件	支援金の額
移住者	<p>(1) 35歳以上65歳未満であること。</p> <p>(2) 転入後1年6月を超えていないこと。</p> <p>(3) 本市に連続して6月を超えて居住していること。</p> <p>(4) 就業先の事業所が南予地域内にあり、常時雇用者等であること。</p> <p>(5) 本市への転入が転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものでないこと。ただし、就業先の本社が市内にあり、本社への転勤により転入した場合はこの限りでない。</p> <p>(6) 就業先において転勤がある場合にあっては、勤務地が南予地域に限定され（本人が希望しない限りは南予地域外に転勤することがない場合を含む。）、市内に定住することが確実に見込まれること。</p> <p>(7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の</p>	<p>(1) 給付要件を全て満たすこととなった日から1年を超えていないこと。</p> <p>(2) 今後も5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。</p> <p>(3) 申請日において、給付要件を全て満たしていること。</p>	<p>10万円</p> <p>申請者を含む2人以上の世帯員（申請者を除く世帯員については、給付要件の(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)及び(9)を満たし、かつ、移住者であり、申請時において申請者と同一世帯の者であること。）で構成されている場合は、5万円を加算するものとする。</p>

配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者若しくは在留期間5年の就労資格者のうち、いずれかの在留資格を有する者であり、在留期間満了後も引き続き在留期間を更新する等の意思があること。

(9) 市の他の移住定住促進及び就業促進に係る補助事業等による給付等を受けていないこと。

(10) 同一世帯の者が過去に宇和島市若者定住奨励金給付要綱（令和3年要綱第185号）第5条の規定による宇和島市若者定住奨励金の給付を受けたことがなく、今後も受ける予定がないこと。

市長が特に必要と認めた者